

議案第 36 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。
附則第 10 条の 2 を附則第 10 条の 3 とし、附則第 10 条の次に次の
1 条を加える。

- （法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合）
第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で
定める割合は、4 分の 3 とする。
2 法附則第 15 条第 10 項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 36 条の 2 第
1 項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から
施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第36号参考資料

北本市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、<u>勤労学生控除額</u>、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この</p>

除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

附 則
第10条 略

第10条の2 略

条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

附 則
第10条 略

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第10条の3 略

議案第 36 号参考資料

北本市税条例の一部改正について

第 36 条の 2 第 1 項	(市民税の申告) ただし書中の「寡婦(寡夫)控除額」を削るものです。
附則第 10 条の 2	(法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合) 固定資産税の課税標準の特例として、下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設について割合を定めるものです。
附則第 10 条の 3	改正に伴い条を繰り下げるものです。